

愛媛医療生協

メンタルヘルス・腰痛対策で具体策獲得！

最近、医療でもメンタルヘルスの問題が話題になっています。愛媛医協でも例外ではなく、メンタルな病気で休職したり、長期療養する職員が増えています。労働組合では、職員の健康を守ることも組合の重要な取り組みと位置づけ、経営者に改善を求めています。交渉の結果、労組が提言した要求をほぼ踏襲し、経営者に「メンタルヘルス対策および腰痛対策について」の要綱を獲得しました。

〔要綱〕メンタルヘルス対策および腰痛対策について

2004年3月17日 常務理事会

メンタルヘルス対策について

はじめに

2000年、厚労省は「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を発表し、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法を示しました。事業者は、事業場における「こころの健康づくり計画」を策定し、ケアを推進することを求めています。当法人でも、職員のメンタルヘルスケアは非常に重要な課題となっており、職員が誇りを持って健康で働き続けられる職場作りをめざして「心の健康づくり対策」に取り組めます。

1. 目標

職員自身が、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防軽減、あるいはこれに対処することができる
スタッフが日常的に接する職責者が、心の健康に関して職場環境の改善やスタッフに対する相談対応を行うことができる
員が健康でイキイキ働き続けられる職場作りを推進する

2. 計画

職場のストレス評価を行う（職員健診時）
相談窓口の設置
教育研修の実施

腰痛対策について

はじめに

介護に携わる職員が増える中、腰痛を訴える職員が増えてきています。勤務を休まなければならない状況も生まれており、何らかの対策を講じる必要が出てきています。以下のような対策を検討します。

1. 腰痛を防ぐための学習会 3回/年
2. 健診時腰痛に関する問診の充実
3. 希望者には、コルセットなど腰痛対策のための器具の支給
4. 電動ベッドなど設備の充実の検討

発行 もうガマンも限界！ - 看護酷書

とりもどそう 看護のかがやき

1冊 1,000円（25冊以上注文は800円）（送料込み）

「患者さんに満足してもらえる看護がしたい」「医療事故の起きない看護がしたい」「看護の専門性をもっと高めたい」...と、看護職の誰もが望んでいます。

日本医労連は、2003年秋から「看護師のメッセージ」運動に取り組み、5000名近い看護師の切実な声を集めて、一冊の本にまとめました。

看護師をふやして、安全でゆきとどいた看護を実現するために、職場討議のバイブルとして活用してください。

村上優子さん過労死裁判

過重労働 原告側証言からも明らか！

くも膜下出血で亡くなった村上優子さんの過労死認定を求める民事裁判が行われています。

5月24日、第14回公判が大阪地裁で行われました。約50名の支援者が集まり、裁判のゆくえを見守りました。

当日の証人尋問は、原告として元同僚と友人、被告（国）として師長と副師長、同僚がたちました。

原告の元同僚からは、実際の残業を少なく申告せざるを得ない職場の実態や、過重労働を強いられていた実態が述べられました。また、同期の友人からは、日勤であっても連絡がつく時間帯は午後8時以降で、話すたびに「職場の忙しさや超過密労働が、サービス残業」が話題になっていたことが証言されました。

いっぽう、被告側証人からは、超過勤務命令と超勤時間記録が適正に行われていたとくり返し述べるのみでした。「看護研究はあくまでも自己研鑽」「始業前の出勤は、命令に基づかず、業務ではない」「病棟相談会は業務ではないが、みんな集まってもらっている」などと、本来業務であるべき時間が、認められていなかった矛盾が浮き彫りになりました。

7月21日最終弁論・結審となります。

なお、厚労省に対し公務災害申請を行っていますが、5月20日に「公務不当な通知が出され、人審査の申し立てを行うこと」

署名を急いで集めてください！



石川民医労

1ヶ月の累計30分以下も超過勤務手当

月2回以上の土日連休を全員保障

やすらぎ福祉会では、昨年秋闘で、「30分以下も超勤手当の対象」を経営者に認めさせ、実施していましたが、04春闘では勤医協3法人の共通の合意に拡大されました。

病棟勤務の看護師の中には、「1日の超勤」で30分未満が切り捨てになると勘違いしていた人がいましたが、うれしい誤解でした。これで、切捨てになる残業はなくなりました。

「月2回以上の土日連休」は、95年に完全週休2日制が実現した時の合意事項の1つでした。しかし、現場の厳しい労働実態の中で、病棟などで曖昧になっていました。「今の体制では無理」と言う声もあります。しかし、労使で確認した事項であり、決められたルールであり、権利であるということからすれば、今後、経営責任での徹底と対策が求められています。